

令和 6 年 第 4 回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 24 日(水) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分

2. 開催場所 茅野市役所 議会棟 大会議室

3. 出席委員 26 名

農業委員（17 名）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会 長	牛山 義登	8	委 員	柳澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委 員	前田 ちひろ
			10	委 員	矢島 平一
2	委 員	白鳥 誠司	11	委 員	吉田 秀史
3	委 員	矢島 勝秀	12	委 員	堀内 友恵
4	委 員	小平 開	13	委 員	篠原 朋夫
5	委 員	宮坂 直治	14	委 員	小池 正雄
6	委 員	伊藤 利幸	15	委 員	濱 惣一
7	委 員	渡邊 公人	16	委 員	田村 和己

農地利用最適化推進委員（9 名）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委 員	細川 光夫	24	委 員	竹村 俊治
20	委 員	宮崎 博人	25	委 員	帯川 孝男
21	委 員	小林 正一	26	委 員	牛山 浩文
22	委 員	有賀 宣尚	27	委 員	戸田 広史
23	委 員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 0 名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任（15 番：濱 惣一、3 番：矢島 勝秀）

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定に依る許可申請について（9 件）

議案第 19 号 農地法第 4 条の規定に依る許可申請について（2 件）

議案第 20 号 農地法第 5 条の規定に依る許可申請について(8 件)

議案第 21 号 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について
(19 件)

議案第 22 号 農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
(6 件)

議案第 23 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
(1 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮

事務局次長 五味 義人

主 任 和氣 高史

7. 会議の概要

会長代理	それでは皆さん定刻となりましたのでたゞいまより令和6年度 4 月の総会を開催いたします。よろしくお願い致します。開会に先立ちまして本日の総会の成立宣言をいたします。 本日、欠員1名ということで、本総会が成立することを宣言いたします。 それでは 1.農業委員会会長招集あいさつ、ということで会長よろしくお願い致します。
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	皆さん、お疲れさまです。年度最初の総会ということで一言ご挨拶させていただきます。一昨年市長さんに任命を受けた農業委員会における活動もラストの3年目に入ってきました。今年は今までとは違って、集大成ともいえる、2年間かけてやってきた地域計画策定の最後を見届けなくてはならない、我々も行政と一緒に併走しなければならないというそんな任務が最後まで残っているかなと、そんなふうに考えております。とはいえ、今年の春は駆け抜けるのかと思えば足踏みをしたりというようにちょっと定まらない気候の中で、桜も長く咲いていたり早く散ってしまったりというようなことで、農作業もやきもきしながら準備を進めたりと、そんなような農家さんも多かったことではないかと思ひます。 既にマスコミ等でご存じかと思いますが、国では4月の19日に「農政の憲法」と言われる、農業基本法の改正案が衆議院で可決されました。たぶん参議院でも可決される見通しが濃厚であります。そうなってくると地域計画は地域農業を持続させるための環境整備には必要な政策となります。この1年間は目標地図の素案作りに農業委員会が主体となって進めてきましたが、これからは市に引き継がれ地域計画の策定に向けた、農業者や農地所

	有者等との最終段階に入ってきます。今度の委員会には行政のサポート役として活動を求められることになります。とにかく令和6年度、最終年度はやらなければならないことを確実に進め、地域の思いや創意による農業振興を形にしていきましょう。お願いいたします。 さて、今月の審議事項はご通知した通りですが、その他では目標地図の作成に向けた説明があるようですので、審議に関する説明・質問・質疑に関しては端的にまとめていただき、迅速な進行にご協力をお願いします。 以上で、年度始まりの挨拶とさせていただきます。
会長代理	ありがとうございました。 続きまして2.主要会務報告ということで、引き続き会長をお願いします。
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	続きまして、本日の議事録署名委員の選任を行います。本日は15番の濱惣一さん、それから3番の矢島勝秀さんよろしくお願いいたします。 それでは、総会の公開についてということで、会長よろしくお願いいたします。
4. 総会の公開について	
会長	本日の審議は事前にお知らせしております通り、農地法による許可申請は3条9件、4条2件、5条7件の計18件です。 また、農用地利用集積計画の賃貸借設定19件、並びに一括方式が6件、所有権の移転が1件となっております。 審議内容については個人的な情報が入っていますが、会議は原則公開として進めたいと思いますが皆さんにお諮りいたします。 公開とよいと判断される委員さんは挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成ということですので、本日の総会は公開で進めていきます。 (傍聴者なし)
5. 審議	
議長	それでは審議の方を進めさせていただきます。スムーズな審議にご協力をお願いいたします。早速ですが審議事項第18号、農地法第3条の規定による許可申請から順次、事務局より説明願います
次長	【申請番号1について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
27番委員	4月18日、宮川地区委員4名で現地確認をしてまいりました。場所については、地図をご覧ください。田沢公民館と中央道との中間点になります。譲渡人につきましては先ほど事務局から言いましたように故人の相続財産清

	算人である弁護士ということで、受人については近隣の方の息子さんということで、その妹さんと母親の3名で農業をするということで、ここを譲り受けるということになります。お母さんが農業従事 10 年、妹さんが5年ということで、本人含めて農業経験ありということで野菜中心に耕作をするということです。現地を見てまいりましたが特に申請内容は問題ありませんでした。この所有権移転売買について問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。米沢と湖東にまたがりますが、よろしく願いいたします。
11 番委員	まず米沢の方から報告いたします。4月 19 日に農業委員2名で現地調査を行いました。まず案内図 2 ページの方ですが、米沢塩沢区の 2 筆になります。先ほども説明がありましたが、兄弟間での贈与となりまして、実兄から耕作維持管理の申し出があったため荒廃地を贈与するという形になります。1 筆は地図の方にありますがそちらの水路になり、もう 1 筆の農地について確認してきましたが、綺麗に管理されているような状態でした。 合わせて案内図3ページの方は、確認したところ耕作されている様子はありませんでしたが、畦畔の草刈等はされている状況でした。今回米沢地区の方では所有権移転の方は問題ないと見てきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
13 番委員	4月の 21 日に湖東地区3名で現地を確認しました。申請地は案内図の3-2の③④の所です。現在は休耕もしくは荒地となっていて、申請内容自体は米沢委員さんの説明の通りであって、何の問題もないと見てまいりましたので、よろしく願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。

	申請番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
4 番委員	4 月 21 日委員 3 名で確認して参りました。場所につきましては、案内図 3-3 のとおりです。ここは受人と渡人がもうすでに五、六年前からずっと一緒にやっている土地でしたが、渡人が倒れてしまって相続をする人がいなくなってしまったということで、親族の方が話し合いをしたところ、この土地をもう私たちは放棄しますので受人に贈与したいということで話をしたところ、受人が了承されたということで引き続きここを耕作していただくことになったということです。現地を見て参りましたが、すでにずっと耕作した跡がありまして、今もかなりネギ等を植えてあったりして続けてやっておりますので、全然問題ないということで見てきましたのでご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 3 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
2 番委員	4 月 20 日、玉川地区委員 3 名で現地調査を行いました。案内図 3-4 をご覧ください。申請場所は玉川地区菊沢集落内の南部に位置する田、第一種農地 2,870 m²です。渡人は区内に在住し、他に仕事があり耕作が困難となり譲り渡したい希望がありました。受人は区内に在住し、水稻 1ha、畑 58a、セロリなどの複合経営をしていて、経営規模拡大のため、農地を探していました。渡人の要望もあり、このたび購入を決めました。現地を確認しましたが、申請地の田は所有農地の隣接地で、スイートコーンを作る計画です。取得後すべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係などみても問題なく、許可要件をすべて満たしていると考えます。このことから、この所有権移転は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお

	願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 4 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	4月 20 日に玉川地区委員3名により現地を確認しました。申請地は案内図 3-5 をご覧ください。玉川地区中沢集落内に位置する第一種農地です。 渡人は本業の仕事が忙しく耕作が困難なため、受人に相談し譲渡することになりました。受人は、下限面積撤廃により譲渡人の申し出に応じて、小規模な農業経営をするため、譲渡人との条件が合い、申し出に応じることになりました。キャベツや野沢菜などの家庭菜園から始め、将来的には小規模な出荷ができればと考えております。現地を確認しましたところ、現在も畑として耕作している農地で特に問題もなく、受人も地域の防除基準に従い地域の住民との調和を保った農業を行いたいと考えています。この譲渡は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見がないようですので採決に入ります。 申請番号 5 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 5 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
21 番委員	4月 18 日金沢地区委員2名で現地確認をしてまいりました。申請地は案内図3-6にありますように、金沢大沢地区の北側に位置しています。地目は田で現況も田となっています。譲受人は、同地区の方で夫婦とも農業に従事し、農業経験は夫婦とも 30 年の農作業歴があり、現在水稻やブルーベリー

	などを栽培しています。取得する田は、取得後もこれまで通り水稻の栽培を行う予定です。農機具の所有につきましてはトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック等を保有しています。よってこの所有権移転は何ら問題ないと見てまいりました。よろしくご審議願います。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただ今の担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 6 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 6 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	続いて地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
12 番委員	4月 21 日に湖東地区役員 3 名で現地を見に行つてまいりました。譲渡人は高齢のため耕作困難で、お世話になった方に譲渡したいということです。受人は経営規模拡大のためということで見てまいりましたので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局の説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 7 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 7 は原案通り決定いたします。
議長	次に申請番号 8 についてお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	続きまして担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
12 番委員	4月 21 日、湖東地区役員 3 名で現地を見に行つてまいりました。譲渡人は、女手ひとつで耕作困難。手不足のため、農地を手放し譲渡としたいということです。受人は、自家製野菜消費のため、野菜を生産したいということです。以上です。
議長	それではこれより質疑に移ります。担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
15 番委員	地図の方が湖東になっている。これ豊平東嶽ですね。

次長	いずれも、豊平になります。大変失礼いたしました。地図の訂正をお願いいたします。
議長	その他質問ご意見ある方、挙手願います。 ないようですので採決に入ります。 申請番号 8 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により申請番号 8 番は、原案の通り決定いたします。
議長	次に申請番号 9 についてお願いします。
次長	【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いいたします。
8 番委員	4月 20 日、北山地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図 3-9 にありますように、申請地は、湯川集落北側の土地です。渡人は遠距離にて耕作困難のため贈与ご希望。受人は会社に勤めながら兼業していますが、自宅から近いところで農業規模を拡大したいため、渡人の希望に沿う形となりました。機械・労働力等を確認し許可要件をすべて満たしていることから、この贈与は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 9 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により申請番号 9 は、原案の通り決定いたします。
議長	引き続きまして、議案第 19 号、農地法第 4 条の規定に係る許可申請につきまして審議をお願いいたします。それでは申請番号 1 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
10 番委員	4月 20 日、ちの地区委員 2 名で現地確認を行いました。申請地は準工業地域内の地目は畑で不耕作の農地になります。転用目的は共用住宅を建設するためです。通り沿いのところ 1 区画については、従来から住居の車寄せとして、奥にあります自宅と一体利用されておりました。この経緯につきましては申請人からの顛末書が添付されておりまして、相続したためその土地のことについて正確に把握していなかったというような内容が書かれております。隣接農地につきましては敷地東側に三区画がありますが、所有者は 1

	人の方で耕作をしており、事前に説明と承諾を受けているということです。共同住宅建設に伴う被害防除措置については考慮がされており、近隣農地への日照等の影響もないと思われます。そういった点から問題ないと考えます。ご審議のほどお願いいたします。
議長	これより質疑に移ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
15 番委員	4 月 18 日に宮川地区委員 4 名で現地調査をしてきました。申請地は申請者の父が昭和 61 年 12 月に前からの住宅を取り壊し新たに新築した際に、以前から庭として一体として使用していた箇所になります。令和 5 年 9 月に父がなくなったために相続登記を今年の 3 月をお願いした際、田であることが判明しました。そのため今回の申請になったものです。この申請は問題ないと考えますので、ご審議をよろしくお願いします。 ただ、ちょっと審議の前に事務局にお伺いをしたいのですが、この案件は 4 条申請でもいいかと思うのですが、今日も出ていますが、農地法の適用を受けない事実確認の申請でもいいのではないのかなというようなことを思います。その辺のところについて教えていただければと思いますがよろしくお願いします。
議長	はい、では事務局お願いいたします。
次長	転用の手続き、あるいは農地法の適用を受けない事実確認のどう切り分けるかみたいなことかと思うんですけども、事務局の判断とすると、今そこに建っている建物が昭和 47 年より前の建築確認が必要になるもの以前であれば、農地法の適用を受けない事実確認願いを出していただく。それ以降のものについては、今回みたいな形で 4 条あるいは 5 条転用の手続きをとっていただくという形だと考えています。 今後ちょっとまたこういった形で出てくるものが多いと思うので、ちょっと再度事務局内で取り扱いを精査して、統一していきたいと考えます。よろしくお願いします。
議長	その他質問等ありますか。それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当

	委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 2 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 番は原案の通り決定いたします。
議長	それでは続きまして議案第 20 号、5 条の許可申請に移っていきます。申請番号 1 から説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
24 番委員	4 月 20 日、ちの地区担当委員 2 名で現地を確認しました。渡人は遠方で手不足のため管理が困難であり、以前から手放したいと考えていました。受人と渡人との敷地境界が入り組んでおり、受人は隣接地の造成に合わせて土地を購入し、宅地延長として利便を図りたいと考えました。隣接地とは境界確認済みで、家庭菜園として利用し、造成工事等は行わず現状のまま使用するため被害防除措置等問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 1 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
14 番委員	4 月 18 日に宮川地区 4 名の委員で現地を確認いたしました。申請地は、案内図 5-2 をご覧ください。農振区域外の土地区画整理された一種住居地域の水田 2,359 m² を不動産業者に売却。5 条転用で購入した不動産業者は、購入地を 11 区画の住宅地として造成販売するための許可申請です。譲渡人は手不足で耕作が困難になり、農地としての管理ができなくなっています。土地を購入する不動産業者は土地区画がなされた整理地であり、交通地理もよく子育て世代向け住宅用地として造成販売を考えておりま

	す。現地を確認いたしましたところ本土地は4面すべて市道に接しており、接する農地はございません。住宅地内に残された農地です。転用はやむを得ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 2 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
4 番委員	4月 21 日、地区委員3名で確認して参りました。受人は県外に在住ということで、地元の農業法人の方に委託して今まで作っていただいていたということです。受人はアパートで生活していましたが、子どもの成長とともに手狭となり、この土地以外にも2ヶ所ほど検討しましたが、渡人が売却を申し出たところ成立したということになりました。東側に太陽光発電所、南側と西側には畑となっています。ところが地図を見ると進入路が見当たりませんでした。そこで太陽光発電所の持ち主に確認したところ、アパートの東側に2メートルほどの進入路がありました。そこを購入して、建築したいということです。北側に駐車場、中ほどに住宅、その南側に庭と家庭菜園というような配置で、雨水排水は地下浸透、汚水排水は下水道という接続で隣接地にも確認済みで特に問題なしと見てまいりましたので、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号 3 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 3 番は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	4月 20 日に玉川地区委員3名により現地を確認しました。申請地は案内

	図5-4をご覧ください。受人は渡人の息子で現在県外に在住しておりますが、定年退職され帰省することになります。渡人である高齢の両親の介護をするため、実家近くで父親の所有する農地を借りて新築することにしました。現地を確認しましたところ、南側は太陽光施設、東西は住宅に囲まれた農地で、周辺所有者との境界確認も進んでおり、被害防除措置も適切です。この転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 申請番号4番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号4番は原案の通り決定いたします。
議長	続いて5番ですが、これは取り下げということで、次に飛ばしていきます。続きまして申請番号6と7について説明をお願いします。
次長	【申請番号6・7について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
26番委員	4月21日、湖東地区委員3名で現地確認しました。案内図5-6、5-7にありますように、申請地は湖東堀の圃場上の方、山林との境近くにあります。受人は太陽光発電の研究者で、水田の畔際に垂直に太陽光パネルを立て、稲作をしつつ、発電収入も見込める方法論を提案したいとのことです。今回の申請は畔際における、5-6は太陽光パネル、5-7は遮光シートによる影が水稻の生育に与える影響を測定するためのものです。地主や、この圃場を耕作する農業法人とは協議済みです。被害防除措置は、法面の様子を月1回目視で確認し、異常があれば対策します。パネルを東西法面に設置することで、作物に必要な日照量は確保。設置時には、造成は行わないので雨水排水など問題はありません。周辺農地所有者には説明済みです。稲作への影響を測定する実験的なものとして、転用は仕方ないと見てまいりました。ご審議をお願いします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。申請番号6番、7番につきまして一括で願います。原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)

	賛成多数により申請番号 6 番、7 番は原案の通り決定いたします。
議長	次に申請番号 8 をお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
8 番委員	4月 20 日、北山地区委員 4 名で現地調査を行いました。申請地は案内図 5-8 のとおりです。渡人は高齢のため、申請地の管理ができずにいました。受入は業務拡大に伴い、申請地付近で資材置き場の新設が急務となり、渡人に相談したところ譲り渡してもらえることになりました。 雨水は砂利引きとした敷地内での地下浸透、法面については隣接地および河川への崩落がないよう、定期的に確認をし補修を行います。現地を確認し、この転用は問題ないと考えてまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 8 番について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 8 番は原案の通り決定いたします。
議長	それでは続いて議案第 21 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」についてお願いします。事務局の方で説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から申請番号 19 について議案書をもとに一括で説明】
議長	ただいま申請番号 1 から申請番号 19 について議案書を一括で説明をしていただきました。これはすべて新規の利用権設定ということでございます。これについて質問や意見のある方は挙手をお願いします。
2 番委員	13 ページの、申請番号 10 番ですが、利用目的の下にある金額が 000 円って書いてあるんですが、これは 2,000 円だと思うんですけど 2 の、欠落じゃないですかね。畑と田んぼがあってそれぞれ金額が違いますので、畑が 2,000 円、田んぼが 3,800 円ということで、2 の数字を入れていただければいいじゃないかと思いますが。2,000 円または 3,800 円、10 アール当たりってということで、3 万 4,782 円という形になると思うんですが。
事務局	議案 13 ページ申請番号 10 番について、正しくは 2,000 または 3,800 円ということで資料の訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。
議長	畑が 2,000 円、田んぼが 3,800 円ということでお願いします。他にありませんでしょうか。
議長	その他、ありますか。ないようですので採決に入ります。

	議案第 21 号の利用権設定につきまして、原案の通り決定することに賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により 19 件の利用権設定につきまして原案の通り決定いたします。
議長	続いて議案第 22 号「農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」について事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から 6 について議案書をもとに説明】
議長	ただいまの事務局からの説明につきまして質問や意見のある方、挙手をお願いいたします。
次長	すみません、議案書の申請番号 4 番と 5 番ですけれども、賃借料の上のところが切れてしまっているのです、すぐ確認して訂正のご連絡をさせていただきます。
次長	議案書 19 ページ申請番号 4 については、3,625 円または 3,478 円という形になります。申請番号 5 について 4,901 円または 1,246 円という形になります。大変申し訳ありませんでした。
議長	よろしいですか。4 番、5 番につきまして、これは中間管理機構で算出することですから、端数が出たりして、今までとちょっと違った金額が出てくるようです。 それでは今の 1 番から 6 番について、質問意見のある方、挙手願います。 (意見等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 議案第 22 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 農地利用集積計画(一括方式)賃貸借権設定につきまして申請番号 1 から 6 について一括採決に諮ります。原案通り、賛成される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 から 6 につきましては原案の通り決定いたしました。
議長	次に、議案第 23 号「農地利用集積計画(所有権移転)について」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに説明】
議長	ただいま事務局より説明がありましたが、質問等ありましたら挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について原案の通り決定することに賛成される方は挙手をお願いします。

	(挙手多数) 賛成多数により申請番号Ⅰは原案の通り決定いたします。
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第４回総会を閉会いたします。

令和６年４月２４日

議 長

委 員

委 員